

050あんしんナンバー留守番電話機能に関する利用規約

株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます。）は、050あんしんナンバー留守番電話機能に関する利用規約を定め、本規約を遵守することを条件として、050あんしんナンバー留守番電話機能に関する契約（以下「本契約」といいます。）を締結している契約者（以下「契約者」といいます。）に対し、050あんしんナンバー留守番電話機能を提供します。

第1条 （用語の定義）

用語	用語の意味
IP通信網サービス契約約款（OCN）	当社のIP通信網サービス契約約款（OCN）
第1種ドットフォン契約	IP通信網サービス契約約款（OCN）に基づき締結された第1種ドットフォンサービスの提供を受けるための契約
第1種ドットフォンサービスタイプ1 （以下「タイプ1」といいます。）	第1種ドットフォンサービスのうちタイプ3以外のもの
第1種ドットフォンサービスタイプ3 （以下「タイプ3」といいます。）	第1種ドットフォンサービスのうち 050あんしんナンバー転送等機能2を利用することができるもの
第1種ドットフォンサービスタイプ1契約者 （以下「タイプ1契約者」といいます。）	当社と第1種ドットフォン（タイプ1）契約を締結している者
第1種ドットフォンサービスタイプ3契約者 （以下「タイプ3契約者」といいます。）	当社と第1種ドットフォン（タイプ3）契約を締結している者
050あんしんナンバー留守番電話機能 （以下「本機能」といいます。）	第1種ドットフォン契約に係る番号に着信した通話のメッセージを録音する機能（録音したメッセージを再生する機能及びメッセージが録音されたことをその第1種ドットフォン契約者又はその第1種ドットフォン契約者が指定したものに對し電子メールにより通知する機能を含みます。）
050あんしんナンバー転送等機能 （以下「転送等機能」といいます。）	IP通信網サービス契約約款（OCN）別冊（ドットフォンサービス）の料金表第1表第1の1-2-4に定める 050あんしんナンバー転送等機能
050あんしんナンバー転送等機能2 （以下「転送等機能2」といいます。）	IP通信網サービス契約約款（OCN）別冊（ドットフォンサービス）第12条に定める050あんしんナンバー転送等機能2
第2種契約	当社のIP通信網サービス契約約款（OCN）に基づき締結された第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受けるための契約

第2条 （規約の範囲）

本規約は、契約者と当社との本機能に関する一切の関係に適用します。

2 本機能について本規約で定めのない事項は、IP通信網サービス契約約款（OCN）が適用されるものとします。

第3条 （契約の単位）

当社は、IP通信網サービス契約約款（OCN）に定める1の第1種ドットフォン契約に対して、タイプ1契約者は転送等機能、タイプ3契約者は転送等機能2の利用をする場合に限り、1の本機能を提供します。

2 前項の規程にかかわらず、タイプ3契約者から新たな本契約の申込みがあった場合は、当社が指定する数までの本契約を締結します。

第4条 （契約申込）

契約申込は、本規約の内容を承諾した上で、当社所定の契約申込書を提出することによって申し込むものとします。

2 本機能の申し込みと同時にタイプ1契約者は転送等機能、タイプ3契約者は転送等機能2の申し込みをしたものとします。

第5条 （契約の不承諾）

当社は、次の各号に該当する場合には、契約の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本機能の提供が技術的に困難と当社が判断したとき
 - (2) 契約申込者が第4条の契約申込書にことさら虚偽の事実を記載したとき
 - (3) 契約申込者が未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人のいずれかであるとき
(未成年者が親権者等法定代理人の同意を得た場合、または成年被後見人、被保佐人、被補助人が法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得た場合は除きます。)
 - (4) 契約申込者が、過去、本規約他当社のサービスにおいて、その利用規約等の規定に違反したことがあるとき
- 2 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第6条 （契約の成立）

本契約は、当社が本契約申込を承諾することにより成立するものとします。

第7条 （契約内容の変更）

契約者は、第4条の申込内容に変更があるときは、当社所定の方法により直ちに当社に通知するものとします。

第8条 （本機能）

当社は1の本契約につき1の本機能を提供します。

第9条 （権利義務の譲渡等）

契約者は、本契約上の権利もしくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡もしくは貸与し又は担保に供してはならないものとします。但し、本契約に係る第1種ドットフォン契約の譲渡があった場合は、譲渡に限りそれを認めるものとします。その場合、本契約に基づく権利の譲渡の取り扱いについては、IP通信網サービス契約約款（OCN）に定める第2種契約の場合に準ずるものとします。

第10条 （契約者が行う契約解除）

契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことを当社所定の方法により通知していただきます。

第11条 （料金等）

本機能の利用料は無料とします。

第12条 （本規約の内容の変更）

当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、変更後の規約の内容及び効力発生時期を、当社のW e b サイト (<https://service.ocn.ne.jp/agreement/index.html>) 上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 変更後の規約の効力発生後、契約者が特段の申出なく本機能を利用したとき、その他契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、契約者がかかる変更同意したものとしなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

3 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法、個別に通知する方法又はその他当社が適当であると判断する方法により説明します。

第13条 （利用中止）

当社は、次の場合には、本機能の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
- (2) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき
- (3) 本機能が正常に動作せず、本機能を継続して提供することが著しく困難であるとき
- (4) 当社の電気通信設備（これに附属する設備を含みます。）を不正アクセス行為から防御するため必要なとき

2 当社は、前項の規定により本機能の利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第14条 （利用停止および利用解除）

当社は、契約者が次にいずれかに該当するときは、本機能の利用停止および解除をすることがあります。

- (1) I P 通信網サービス契約約款（O C N）に定める請求事業者または特定請求事業者に対する債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき
- (2) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき
- (3) 前2号のほか、この規約に反する行為であって、本機能又は I P 通信網サービスに関する当社の業務遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき
- (4) 当社に損害を与えたとき
- (5) その他、契約者として不適当なとき

2 当社は、前項の規定により本機能を利用停止および利用解除するときは、あらかじめその理由、利用停止又は利用解除をする日、期間を契約者に通知します。ただし緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第15条 （本機能の終了）

当社は、契約者に対して6か月以上前に通知し、本機能の提供を終了できるものとします。この場合、当社は、契約者その他いかなる者に対しても、責任を負わないものとします。

第16条 （免責事項）

録音したメッセージは当社が別に定める時間経過後に消去します。

2 当社は、本機能を利用した場合に生じた損害については、当社の故意又は重過失に基づくものを除き、責任を負わないものとします。但し、本機能に関する当社と利用者との間の契約（本規約を含みます。）が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、本項は適用されません。

3 当社は、本機能に係る通知先からその通知される通信について、間違いのためその通知が行われないようにしてほしい旨の申し出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その通知を中止することがあります。

4 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、本機能に係る録音されたメッセージその他の情報等を消去することがあります。

5 本機能に係る設定方法、録音できるメッセージの数および時間その他の条件等については、当社が別に定めるところによります。

6 本条第2項但し書に定める場合であっても、当社は、当社の過失（重過失を除きます。）による債務不履行又は不法行為により契約者に生じた損害のうち、間接損害、逸失利益に係る損害及び特別な事情から生じた損害（当社又は契約者が損害発生につき予見し、又は予見し得た場合を含みます。）については責任を負わないものとします。

(注) 本条において当社が別に定める内容については当社のW e b サイト (<https://service.ocn.ne.jp/signup/phone/ip/anshin-ocn.html>) に定めるものとします。

附則（令和４年６月１５日 レパN第205号）

（実施期日）

１ この規約は、令和４年７月１日から実施します。

（吸収分割に伴う取り扱いについて）

２ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」といいます。）が次の表の左欄の規約（以下「旧規約」といいます。）の規定により締結し、令和４年５月１３日付け吸収分割契約により当社に承継された契約の規定は、この規約実施の日において、次の表の右欄の規約（以下「新規約」といいます。）の規定によるものとします。

旧規約	新規約
050 あんしんナンバー留守番電話機能に関する規約	050 あんしんナンバー留守番電話機能に関する規約

３ 旧規約によりNTTコムが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の２の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のとおりとします。

４ この規約実施前に、NTTコムに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。

附則（令和５年５月９日 レパN第009600000270-01号）

（実施期日）

１ この改正規定は、令和５年５月２２日から実施します。

附則（令和５年５月２４日 レパN第009600000488-01号）

（実施期日）

１ この改正規定は、令和５年６月１日から実施します。

附則（令和５年６月１５日 レパN第009600000741-01号）

（実施期日）

１ この改正規定は、令和５年７月１日から実施します。

（吸収合併に伴う取り扱いについて）

２ エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「レゾナント」といいます。）が次の表の左欄の規約（以下「旧規約」といいます。）の規定により締結し、令和５年５月１５日付け吸収合併契約により当社に承継された契約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の規約（以下「新規約」といいます。）の規定によるものとします。

旧規約	新規約
050 あんしんナンバー留守番電話機能に関する規約	050 あんしんナンバー留守番電話機能に関する規約

３ 旧規約によりレゾナントが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の２の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のとおりとします。

４ この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。

附則（令和６年２月２６日 ＯＣＮ第009283号）

（実施期日）

この改正規定は、令和６年３月１８日から実施します。

附則（令和６年４月１７日 ＯＣＮ第000391号）

（実施期日）

１ この改正規定は、令和６年５月１日から実施します。

（経過措置）

２ 当社は、令和６年５月１日以降、050あんしんナンバー留守番電話機能の新規受付を停止し、第６条の規定にかかわらず、申込みがあっても承諾しません。ただし、ＩＰ通信網サービス契約約款（ＯＣＮ）別冊（ドットフォンサービス）第１０条に規定する第１種ドットフォン契約者から契約内容の変更に関する請求があった場合を除きます。